

更生会社ハウステンボス(株) 更生手続「終結」について

更生会社ハウステンボス株式会社（所在地：長崎県佐世保市）管財人澤田秀雄及び同桃尾重明が、平成22年4月28日付けで東京地方裁判所に提出致しました更生手続終結申立てにつき、同裁判所より、本日（平成22年4月30日）付けで、更生手続の終結決定を受けましたので、お知らせ致します。

今回の終結決定を受けて、澤田秀雄及び桃尾重明は管財人を退任しますが、澤田秀雄は引き続きハウステンボス(株)の代表取締役社長を務めてまいります。

以下、桃尾重明のコメントをお伝え致します。

平成15年2月26日の会社更生手続開始申立て以降、7年2ヶ月余に亘りましたハウステンボス(株)の会社更生手続も、債権者、佐世保市、長崎県、九州財界、株式会社エイチ・アイ・エス並びに関係各位のご負担とご協力により本日終結することができました。

この間ご支援賜りました皆様に対し、心から御礼申し上げる次第でございます。引き続き、ハウステンボス発展のためにご協力をお願い致し御礼のご挨拶とさせていただきます。

(ご参考)更生会社ハウステンボス株式会社による更生手続の終結までの流れ。

平成15年4月30日 会社更生手続開始決定

平成15年12月6日 野村プリンシパル ファイナンス株式会社とスポンサー基本合意書を締結。

平成16年6月30日 更生計画認可決定。

平成22年2月12日 株式会社エイチ・アイ・エスと基本合意書を締結。

平成22年2月22日 更生会社ハウステンボス株式会社が東京地方裁判所に更生計画変更計画案を提出。

平成22年3月23日 債権者による議決権行使期間が終了。投票結果を以って更生計画変更計画案が可決。

平成22年3月26日 東京地方裁判所が更生計画変更計画の認可を決定。

平成22年4月5日 更生計画変更計画の認可決定を官報に掲載公告。

平成22年4月20日 更生計画変更計画の認可決定が確定。

平成22年4月30日 会社更生手続の終結。

(ニュースリリースについてのお問い合わせ先)
ハウステンボス株式会社 企画本部 広報室 高田・中平
TEL 0956 - 27 - 0138 FAX 0956 - 27 - 0025
<http://www.huistenbosch.co.jp>